

現行	改正案
<p style="text-align: center;">地 域 再 生 計 画</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>支援措置による事業としては、小中学校の統合により廃校となった校舎等学校施設の転用を可能とした上で、廃校となった校舎等学校施設（14 施設）を生涯教育施設や社会体育施設として、また、NPO法人及び民間事業者と連携し、介護・福祉拠点施設、コミュニティ施設、農林水産加工施設、交流施設、健康増進施設、障害福祉サービス施設、文化施設として整備し、順次活用する。</p> <p>また、山都町は、山間部で急傾斜地が多く面積も広いため県道の整備率が56%（平成16年4月1日現在）、さらに、国道・</p>	<p style="text-align: center;">地 域 再 生 計 画</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>支援措置による事業としては、小中学校の統合により廃校となった校舎等学校施設の転用を可能とした上で、廃校となった校舎等学校施設（14 施設）を生涯教育施設や社会体育施設として、また、NPO法人及び民間事業者と連携し、介護・福祉拠点施設、コミュニティ施設、農林水産加工施設、交流施設、健康増進施設、障害福祉サービス施設、文化施設として整備し、順次活用する。</p> <p><u>なお、旧白糸第二小学校については、支援措置「補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化」及び「公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除」の適用により、株式会社及び地域の住民自治組織へ無償貸与し有効活用すると計画していたものを、住民自治組織への無償貸与に変更する。</u></p> <p>また、山都町は、山間部で急傾斜地が多く面積も広いため県道の整備率が56%（平成16年4月1日現在）、さらに、国道・</p>

県道に連結する町道の整備も遅れている。本計画で整備する路線は、生活道路、農道、林道、観光ルート、災害時の迂回路などの役割を担っている路線であり、本町、総合計画の基本計画にも記載されている重要なものである。また、前述の廃校活用施設のアクセスにも資するものとなっており、緊急性・有効性の高い路線を地方道路交付金事業で整備中の路線と合わせ、一体的な整備を推進する。

(略)

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 道整備交付金を活用する事業

(略)

(2) 補助金等交付財産の転用

① 支援措置の番号及び名称

(略)

② 事業の概要

(略)

転用のうえ新たに整備する施設の明細表

県道に連結する町道の整備も遅れている。本計画で整備する路線は、生活道路、農道、林道、観光ルート、災害時の迂回路などの役割を担っている路線であり、本町、総合計画の基本計画にも記載されている重要なものである。また、前述の廃校活用施設のアクセスにも資するものとなっており、緊急性・有効性の高い路線を地方道路交付金事業で整備中の路線と合わせ、一体的な整備を推進する。

(略)

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 道整備交付金を活用する事業

(略)

(2) 補助金等交付財産の転用

① 支援措置の番号及び名称

(略)

② 事業の概要

(略)

転用のうえ新たに整備する施設の明細表

旧学校名	新たに整備する事業施設名
(前略)	
旧白糸第二小学校	○学校校舎及び給食設備を株式会社による都市農村交流・研修施設として、又地域の住民自治組織の活動拠点として整備し、都市農村交流及び地域コミュニティの拠点施設とする。
(後略)	

③支援措置の適用要件

(i) 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

(後略)

(ii) 廃校舎を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致することであること。(民間事業者に対して廃校校舎を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携して進められる事業であること。)

(中略)

旧学校名	新たに整備する事業施設名
(前略)	
旧白糸第二小学校	○ <u>学校校舎及び給食設備を地域の住民自治組織による都市農村交流・研修施設・活動拠点として整備し、都市農村交流及び地域コミュニティの拠点施設とする。</u>
(後略)	

③支援措置の適用要件

(i) 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

(後略)

(ii) 廃校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致することであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。)

(中略)

廃校舎等施設を、白糸第二小学校では、株式会社による耕作放棄地を活かした環境に優しい不耕起栽培農法の普及研修と、地域の住民組織による地域情報発信及び地域コミュニティ活性化の事業に活用し、朝日小学校では、地域の住民自治組織がNPO法人や大学教授等と連携して童話学校や絵画等の作品展等の活動を行い、又地域の農産物の加工施設や地域の農業後継者を育てるために定住体験施設を整備、運営する事業に活用する。

(後略)

(iii) ~ (iv)

(略)

5-3 その他事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

(略)

(2) 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施

(略)

廃校舎等施設を、白糸第二小学校では、地域の住民自治組織により都市住民との交流施設と地域情報発信及び地域コミュニティ活性化の事業に活用し、朝日小学校では、地域の住民自治組織がNPO法人や大学教授等と連携して童話学校や絵画等の作品展等の活動を行い、又地域の農産物の加工施設や地域の農業後継者を育てるために定住体験施設を整備、運営する事業に活用する。

(後略)

(iii) ~ (iv)

(略)

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

(略)

(2) 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施

(略)

5-3-2 地域再生計画に基づく支援措置によらない取り組み

(略)

6. 計画期間

(略)

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8. 地域再生計画実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(略)

5-3-2 地域再生計画に基づく支援措置によらない取り組み

(略)

6. 計画期間

(略)

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8. 地域再生計画実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(略)